一一ノ一八 陪游笠置山記 (齋藤拙堂)

出典 拙堂文集 門人中內惇編 明治十四年

拙堂は十一代藩主、 藤堂高猷に従って来山した。この記はその時のもの。

その逸材振りが世に聞こえており、高猷が十二才で襲封すると共に藩主の諸学指導に任じ 藩学の充実に努め、渡辺華山にも近づき同時に蘭学や海防問題にも関心を持っていた。知 諸国に知られるようになった。将軍家定から幕府儒官への登用の誘いも受けたが辞退し、 人に幕臣川路聖謨、 藩主に随ってしばしば江戸に逗留していたため諸学者との交流も深く、拙堂の文名は 堂(寛政九年~慶応元年 江川英竜その他各地の儒者がいる。 一七九七年~一八六五年)は開明派の儒者で、幼少より学問を好み、

寿院で休息してから笠置山の名所を巡り、 は木津川で鯉を取らせ酒宴を張った。 藩主一行は文政十年九月十五日夜、伊賀上野の城を出て翌朝笠置に到着した。山上の福 山頂の行在所に至り楠木正成を偲んだ。 下山後

この記は明治以降第二次大戦終了時までは太平記、日本外史とともに良く読まれてい 本 (漢文軌範巻一講義 竹添治三郎)まで出ていた。

原文

陪游笠置山記

川、 之、其石高及:|其半|者為:|文殊石|、 |左折、有二一大石]、 号為||宏壮|、建久中、僧解脱又築||般若台|、此鐘亦当時所」造、及||元弘兵燹後|、不」能復 行在 | 、曰、此為 | 山之東北 | 也、公乃従 | 左右 | 出 \院、門側有 | 懸鐘 | 、形甚古雅、係 | 建久 戟啓>行、沿路焼>炬如>昼、臣謙承||乏侍読|、得||載>筆従|、比>明老幼夾>途観欣欣然、 為||後醍醐帝蒙塵処|、今係||我藩封域|、在||上野城西五里|、十五日子夜、駕出||城門|、双 齎;|太平記|、乃取ゝ之、為ゝ公読;|笠置條|曰、参河人足助二郎重範守;|城門|、以;|勁弓長箭 隅 | 盤廻而上、山高十町而巳、太平記為 | 十八町 | 者誤、入憩 | 福寿院 | 、 鞋歩行、群下均服従」之、山在||南岸|、臨」水、曲折如||琉璃屏|、渡」川就」之、繞従||西北 文政十年九月、我公依↘例移;;鎮上野城;、因巡↘封上;;笠置山;、修;;故事;也、山属;;城州;、 在||城門外|、其傍今呼為||地獄谷|、可||以相証|、至||賊将陶山藤三小見山二郎間道|、襲| 賊逼 \ 陣、寧楽般若寺僧兵、累以 | 巨石 | 投 \ 賊、賊人馬齏粉、因自敗潰、積屍填 \ 谷、 十六日食時、 射殪:|賊将二人|、此為||嚮所\過阪上双石対峙処|、今仍称為||第一城門|是也、曰、及| 独此鐘為二古物一、 僅存二痕跡一、 有二銘文数十字一、按此寺白鳳十一年創置、天平勝宝四年創二正月堂一、歴代修建、 達||笠置|、邑屋稠密、夾||木津川|、 右折過::仏殿下:而北、 類然横:| 崕上 | 、曰:| 薬師石 | 、 命」僧敲」之数杵、 旧各鐫二仏像」、罹、災滅、 声鏗鏗然、 有二胎蔵金剛二石」、 入」館、伝」殖而出、 其西有二弥勒石一、皆高十丈許、濶称人 杵止響騰、曰、 弥勒独存||頭上円光|、 皆高四丈許、 黄鐘調也、 公更二猟服一、 此行謙嘱...図書局. 曲折相連、 此亦

其時一、追二撫往事一、感念殊深、夫為二人臣子一者、常則勤恪、 此山以係二封域一、先臣津阪孝綽、既有」記詳」之、此行所」遇既殊、不四敢不…重録以備二参考 習」舟者、撒」網獲二鯉数十頭一献焉、日下舂、還」館命烹」鯉賜」宴、帰入二城門」、夜正三鼓、 崖上有二一石」、呼為二吹螺巖」、道、 転也、遂従登二行在旧址一、為二中峯最高処一、帝之夢二楠公一、及楠公之上謁陳」策、 巖上有;;一円石;、高及;;人頷;、可;;重数千斤;、以>手撼>之、則兀兀動揺、 匍匐而行、峻険難ハ措ハ足、号為||蟻径|、過ハ径即平等巌、巌坦平、広袤数丈、下臨||絶壡|、 半垂在二帳下一、而平等巖在二其背一、公欲二往観」之、侍臣止」之、遣二数人一、 称為二義郷一、 山公従伐\\大阪\時所\用、沂\上流\数町、遶\\山麓\、怪巖錯出、老木紅黄相間、 腕曰、万劫如ゝ是爾、臣以ゝ此知;;民心之好ゝ義出;;於天性;也、昔者先君祐信公来観嘉ゝ之、 百余年、不ゝ通|'婚嫁|、言及ゝ之唾罵、臣嘗質||之土人|、 △之鼕鼕鳴、其下曰||観音谷|、実為||賊所△渉間路|、謙為△公指||東北一村|曰、此為||飛鳥 石」、仏身専」之、彫刻分明、尤為二奇偉」、 下開裂丈余、 日所」従士数百人、其中必多||義軍之裔|、且行在之受」圍、在||元弘元年九月|、 謙謹按当時官軍護||行在||者三千余人、 此間怪巌争立、古木蓊欝、 可;|数人並行;、左傍一小洞、入数十歩、得;|一寶|纔出、如;|児離||母体;、呼曰;|胎内寶 今唯見:|老樹鬱蔥榛莽蕪穢|耳、 謙職忝:」風教:、従:|游豫:、 係:|柳生氏之封|、当時其民実導||賊将経\此襲陥||行営|、 眞不霊頑物耳、又北数十歩得;|石門|、門石長六丈余、 飲然成¸窟、窺¸之深黒、其右随;|金剛|東面者、鐫;|虚空蔵|、 親製;|古風一篇|、為>公誦>之、公竦聴者久>之、又西数百歩有;|不動巌|、巖 使二人凛然」、 飽二飲食一、 為」之慨然、穿」林而西得」坪、吏預設||幄亭|休歇焉、 官軍鳴||海螺||処、下」山、来時所」駕楼船在焉、 皆伊賀伊勢之兵也、 纔出||石門|、豁然山水可」瞰、過||大鼓石|、 此皆僧侶點者所」設、当時不」能下護二王法一伏中 而徒然無述焉、 且問曰、 臣所、懼也、 今我公撫;;二伊;而有」之、今 変則仗」義授」命、無言古今之 両傍盤石畳起承」之、 本邑之民醜」之、至」今五 今尚然耶、其人瞋」目枙」 因謹記如」此 石高濶略等二二 而終レ不レ可レ 攀二巖屑二、 此行正值: 命二士民 藩祖高 其下空

附 拙堂文話より (日本芸林叢書第四卷より)

児離||母体|、呼曰||胎内竇|、又有||揺石者|、在||大盤石上|、高及||人領|、可二重数千鈞|、 益詳;|其勝状|、山不;|甚大|多;|巨石崇嚴|、 故余徒」藩之後、得二屡往遊一焉、丁亥季秋、吾侯巡」封、遂登二此山一、余亦復載」筆陪従、 以ゝ手撼ゝ之、則兀兀動揺、理之不ゝ可ゝ詰者也、於戱疆内之勝有;」如此者;、吾曹手筆凡陋、 不レ能レ発!!其奇」、 而其尤奇者為二石門一、門石長六丈余、両傍盤石畳起承」之、 -城国東南隅有┐笠置山┐、為┐元弘帝蒙塵処┐、今属我藩封内┐、在┐伊賀上野城西三十里┌、 其下空濶、可二数人並行一、 可以恨已、 若得:|柳州入神之筆;、 左傍一小洞、 或至||五六十尺|、形状譎詭皆足||駭\目驚|\魄、 窺」之闇黒、 写而伝」之、 去」地三丈許、 入数十歩、得二一寶 | 纔出、 其名豈出二於黄渓石城之下

3

後醍醐帝蒙塵する処と為し、 因って封を巡りて笠置山に上り、故事(いわれ)を修するため也。 文政十年(一八二七年)九月、我公(第一一代藩主、藤堂高猷)例に依り鎮めの上野城に移る。 今我藩の封域に係る。上野城西五里に在り。 山は城州 (山城国) に属し、

を得る。明けるに比び、 十五日子夜(真夜中、午後十二時)、駕、城門を出ず。双戟行を啓す。沿路炬を焼し昼の 臣 で乏(官職の空位)の侍読(主君の側近く仕え書を講ずること)を承り、 むらや老幼途を夾み観ること欣欣然(よろこぶさま)たり。 筆を載き従う

之に就く。繞りて西北の隅従り盤廻(ぐるぐる回ること)して上る。 を伝て出ず。 記に十八町と為すは誤りなり。入りて福寿院にて憩う。 く服し之に従う。 十六日、食の時、 つ。山は南岸に在り、水に臨みて曲折すること琉璃の屏の如し。公猟服に更へ、布の韈 (したぐつ)、芒 (すすき) の鞋にて歩行す。 山は南岸に在り、 笠置に達す。邑屋稠密にして木津川を夾む。 館に入り、飱(簡単な食事) 山の高さ十町のみ。 川を渡りて 群下も均し 太平

んで日く 此の行に謙んで図書局に嘱て太平記を齎す。 乃ってこれを取り、 公が為に笠置の条を読

人を射殪す。この参河の人、ロ 門と為すは是也。 此れ響い 足助二郎重範城門を守り、勁弓長箭 て過ぎる所の阪上の双石対峙する処と為し、今仍って称して第一城 (張りの強い弓と長い矢) を以って賊将二

間道を至り、行在を襲う。 の傍らを今に呼んで地獄谷と為す。 (粉々になること)す。因って自ら敗潰し、積れる屍、谷を填む。此は亦城咒曰く、賊の陣に逼るに及び、寧楽般若寺の僧兵累りに巨石を以て賊に投げ、日く、賊の陣に輩** 曰く此れ山の東北と為す也」と。 以て相い証す可し。 賊将、 陶山籐三、 此は亦城門の外に在り、 小見山二郎 賊の人馬、齏

数十字有り。按ずるに此の寺、 所なり。元弘の兵燹(戦火)の後に及び、旧に復すること能わず、 代修建し、 公乃ち左右を従へ院を出ず。 僧に命じ之を敲くこと数杵、 黄鐘調(音律の名)也。 号して宏壮と為す。 建久の中僧解脱、 白鳳十一年の創置なり。天平勝宝四年、 門の側に懸鐘有り。形甚だ古雅。建久の年の製に係り銘文 声は鏗鏗然(カーンと鳴る音)とし、 又般若台を築く。 独り此の鐘のみ古物と為 此の鐘も亦た当時造る 杵止るも響き騰る。 正月堂を創 り、 日

光を存し、文殊は の半ばに及ぶは文殊石と為す。 と曰う。其の西に弥勒石有り。 護法祠(椿本神社のこと)を過ぎ左折す。一大石有り、 に剥がれ僅かに痕跡を存するのみ。 皆高さ十丈許り、濶(ひろい)と之を称す。其の石の高さ其 旧く各仏像を鐫つも災に罹りて滅し、 頽然として崖上に横たわる。 弥勒は独り頭上に円 薬師石

い連なる。 仏身之を専 右折し仏殿の下を過ぎて北す。 其の下、 (「石」を補充) に随いて東面するは虚空蔵を鐫つ。 (ひとりじめ) 開き裂くること丈余、 にす。 彫刻分明 胎蔵、金剛の二石有り。 (はっきりと明らかなこと)にして、 欿然として窟を成す。 石の高さ、 高さ四丈許 之を窺うに深く黒 濶略二石に等し。 尤も奇偉と為す b, して相

能わず。眞に不霊の頑物(おろかなもの)なる耳。 此れ皆な僧侶の點し者の設くる所なり。当時 (元弘の役のこと) 王法を護り賊魔を伏する

出づるに豁然として山水を瞰すべし。 を得て纔っと出ず。 其の下空濶にして数人の並行を可とす。 古木蓊欝(草木の盛んに茂るさま)し人をして凛然(ひきしまるさま)とせしむ。 北へ数十歩にして石門を得る。 児の母体を離れるが如し。 門石の長さ六丈余、両傍の盤石、 左傍に一小洞あり。 呼びて曰く、 胎内竇と。此の間怪巌争立、たいないくぐり 入ること数十歩、 畳起し て之を承く。 一竇(あな) 纔に石門を

代藩主高嶷)来観して之を嘉し、 今に至ること五百余年、 当時其の民、 と為す。謙んで公の為に東北一村を指して曰く、 公竦んで聴くは之に久し。 且問いて曰く、今尚然るや、其人目を瞋らせ腕を枙して曰く、 臣此を以て民心の義を好むこと天性に於いて出ずるを知る也、 実に賊将を導き、 之を叩くに鼕々と鳴る。其の下を観音谷と曰う。 婚嫁を通ぜず。言いて之に及びて唾し罵る。 此を経て襲い行営を陥いる。本邑の民、 称して義郷と為す。 此れ飛鳥路村と為す。 親しく古風一篇を製して公の為に之を 実に賊の渉る所 世、 万劫 (永久) に是の如 臣嘗って之を土人に 柳生氏の封に係り 之を醜しとして、 先君祐信公 \mathcal{O}

と長さ)数丈なり。 公往きて之を観るを欲す。侍臣之を止む。 して足を措き難し。号して蟻径と為す。径を過れば即ち平等巌なり。 又西数百歩にして不動巌有り。巖半ば垂れ崕下に在り。 下は絶壡に臨む。 数人を遣り巌肩を攀じ、匍匐して行く。 而うして平等巌其の背にあ 巌は坦平にして広袤(幅

兀と動揺するも、 巖上に一円石有り。 而して終に転がる可からざる也。 高さ人の頷に及び、 重さ数千斤可り。 手を以て之を撼すに、 則ち兀

を鳴らす処なり 穿ちて西に坪(中庭)を得る。吏(役人)、預め幄亭(とばりを張った休憩所)を設け、 地が荒れ、草木が生い茂る)なるを見るのみ。之が為慨然(なげき、 し策を陳す、 遂に従いて行在の旧址に登る。 蓋し皆此にあり。 崖上に一石有り、 今唯老樹の鬱葱(鬱蒼として青々と茂る様)として榛莽蕪穢 呼びて吹螺巖(現在貝吹岩という)と為す。 中峯の最高所と為し、 帝の楠公を夢み、 いきどおるさま)とす。 官軍を道き、 及び楠公の上謁

老木紅黄、 夏の陣)を伐するに時に用いる所なり。 山を下る。 相の間、 来る時駕せる所に楼船あり。 土民の舟を習いし者に命じて網を撒き、 上流に をからぼ 藩祖高山公(藤堂高虎)に従いて大阪(大坂冬の陣、 沂 ること数町、 鯉数十頭を獲りて献ず。 山麓を遶りて怪巌錯

夜正に三鼓(午前零時頃)。 は下春 (日の暮れかかる頃)、 館に還り、 命じて鯉を烹、 宴を賜う。 帰りて城門に入るは

の遊笠置山記)之を詳らかにす。 封域に係るを以て、先臣津阪孝綽(一七五七~一八二五年、儒学者) 既に記有りて(前 此の行の遇する所、 既に殊す(たやしつくす)も敢えて重録

し、以て参考に備なえざらんや。

殊に深し。 其の中に必ず義軍の裔(子孫)多からん。且つ行在の囲みを受くは元弘元年九月に在り。 の行、正に其の時に値す。往事を追撫(昔のことを思い出して懐かしがること)して感ずるの念、 謙謹し (伊賀、 伊勢)を撫して(領有して)之(伊賀、伊勢の兵)にて按ずるに、当時官軍の行在を護る者三千余人、 伊勢の兵)に有り。 皆伊賀、伊勢の兵也。今我公二 今日従う所の士数百人、

らば則ち義に仗り命を授くこと古今に之れ異なし。謙 を過ごす事)にして述 て人民を良い方に導く事)を忝なくす。 夫れ人、臣子(家来)と為すは常に則ち勤恪(職務を忠実に勤める事)にして、変 (記述) なきか、 游予 臣懼る所なり。 (帝王の巡幸) に従い、 因って謹んで記すること此の (へりくだりの言)職、 飲食に飽き、 風教 徒然 (無為に時 (事変) あ (徳によっ

附 拙堂文話より

に徒りての後、屡往きて遊ぶを得る。 る処と為す。 城国の東南隅に笠置山有り、 今我藩の封内に属し、 元弘帝の蒙塵(天子が変事に難を避けて都から逃げ出すこと) 伊賀上野城の西三十里(三里の間違い)に在り。 故に余藩

と曰く。 なり。 て立つこと)して之を承く。 って之を撼せば、則ち兀兀と動揺す。 陪従(おとも)して益其の勝状(すぐれた景色)を詳にす。山は甚大にあらずも、 而して其の尤も奇なるは石門と為す。 し。或は五六十尺に至る。形状譎詭 (不思議なこと) にして皆目を駭かし、魄を驚かすに足る。 其下は空濶(広々としている)にして数人並行を可とす。左傍の一小洞は之を窺うに闇黒 亥 数十歩入りて一竇(あな)を得、 (文政十年)季秋(陰曆九月)、 又揺石と有るは大盤石上に在り。 地を去ること三丈許、之を望むに巍然として城闕(城の門) 吾侯封を巡し、 理の詰すべからざる者也。 門の石、長さ六丈余、 纔に出ず。 高さ人頷に及び、重さ数千鈞たるべし。 児の母体を離れるが如し。 遂に此山に登る。 両傍の盤石は畳起(重なり合っ 余も亦、 呼びて胎内竇 復び筆を載き 巨石崇嚴多 手を以 の如

が低く卑しい)にして、 \mathcal{O} 名は豈に黄渓石城下に出ずべきや。 ・政治家、 於戯(ああ)疆内 唐宋八大家の一人である柳宋元のこと)入神の筆を得れば、 (領内) 其の奇 の勝に、此くの如く有るも、 (優れること) 発する能わず。 吾が曹手 恨むべくのみ。 (なかま) 写して之を伝うべし。 の筆、 若し柳州 凡陋(身分 (唐の文